

第4章

重点区域の位置及び区域

1. 重点区域設定の考え方

本計画における重点区域は、国指定文化財をはじめとする文化財や歴史的な建造物が集積し、かつ歴史と伝統を反映した人々の活動が現在も継続され、それらが一体となって本市の良好な市街地の環境を形成している範囲とし、歴史的な建造物の保全や伝統的な活動の継承等に係る施策を重点的に実施することにより、歴史的風致の維持向上が効果的に得られる範囲とする。

戦国時代、掛川は東西交通の要衝として重要な拠点であったことから、多くの武将がこの地をめぐる争い、掛川城、高天神城及び横須賀城の3つの城が築かれた。このうち、掛川城と横須賀城については、江戸時代に城下町として整備され、城の周りに武士、職人、商人が住む町が築かれた。また、東海道の宿場として、掛川宿と日坂宿の2つの宿場があり、横須賀街道が、掛川宿や横須賀湊等にも通じていたことから、人や情報の往来が活発であった。それらが今日の市街地を形成し、市民の生活や文化、経済発展に大きな影響を与えている。

掛川城下には、城に関わる歴史的な建造物や地域の人々の暮らしを見守ってきた神社や商家等が残っている。掛川祭の日には、氏子たちにより各神社で厳かに神事が行われ、その後、氏子たちは市街地に繰り出し、掛川城や城下町の街並みを背景に、華やかに装飾された屋台とともに伝統的な法被姿で町内を練り歩き、秋の市街地を祭り一色に染める。

横須賀城跡から東に延びる横須賀街道沿道には、切妻造り平入り、中2階建てで格子を備えた町家があって、春の三熊野神社大祭の日には、華やかな13台の祢里、三社祭礼囃子と曳き手が一体となって独特の名調子を醸しだし、城下の街並みを練り歩く。

いずれの祭りも、江戸時代に将軍が上覧した「天下祭」の文化を色濃く受け継ぎ、現在薄れがちな神への崇敬心や地域社会の連帯意識が見られ、祭り好きで地元愛の強い掛川市民の気質をそのままに今に伝えている。さらに、趣のある街並みと一体となって、訪問者を惹きつけている。

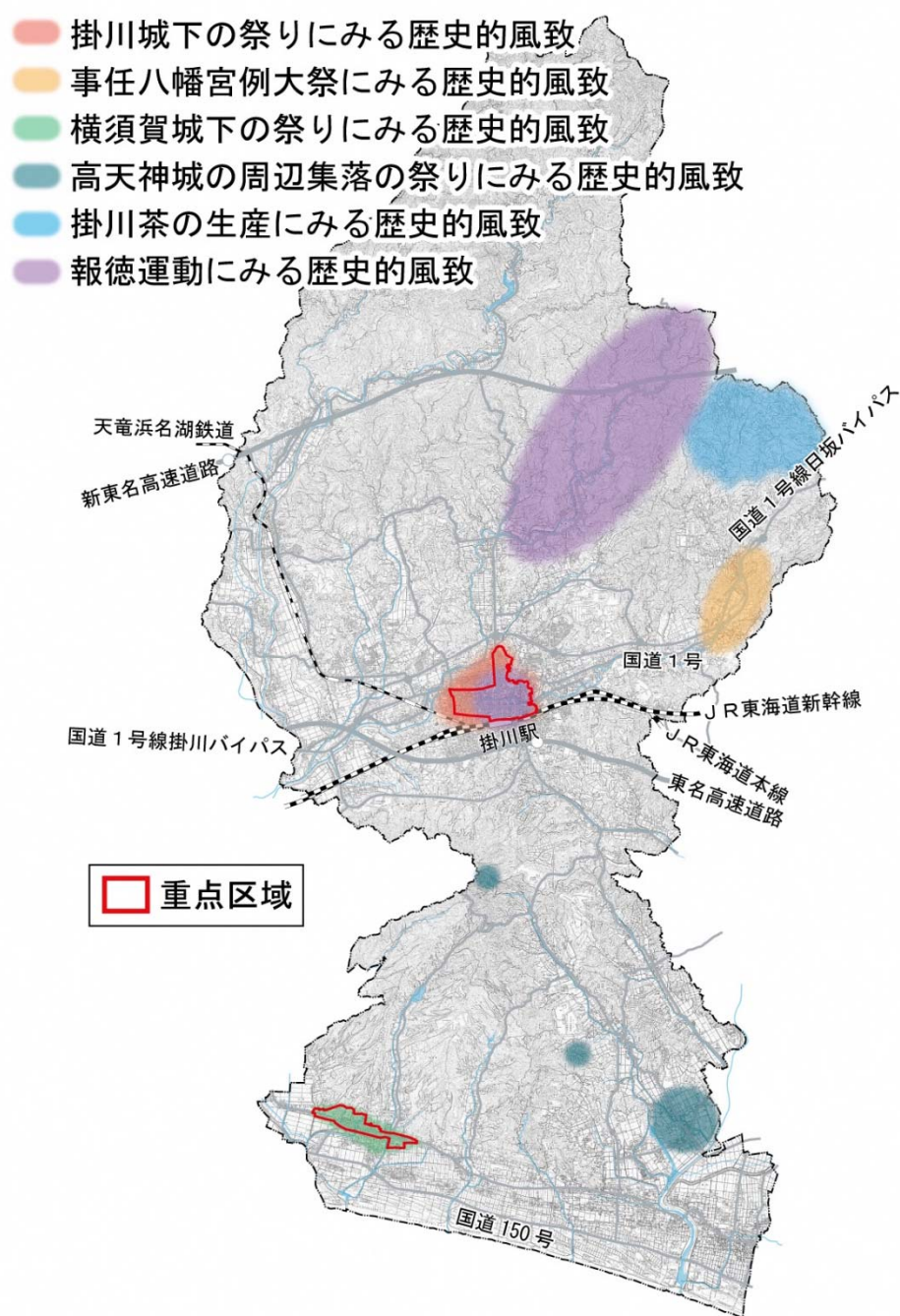
また、江戸時代後期、飢饉で荒廃する農村の復興に取り組んでいた、倉真村の岡田佐平治は、掛川宿で出会った安居院義堂あごいんぎどうしょうち庄七の仲介で二宮尊徳と会い、報徳の教えを学んだ。岡田佐平治と長男岡田良一郎は、その教えに基づいて、遠州地方に報徳運動を推し進め、やがて掛川が全国の報徳運動の中心となり、掛川城の近くに大日本報徳社が開設された。大日本報徳社大講堂での常会を核に広められてきた報徳運動は、市民に流れる精神的な源流となり、市内全域で展開されてきた生涯学習運動の根底となっている。

これらの歴史的風致については、文化財保護法に基づく保護措置、良好な景観の形成に関する施策、市民主体のまちづくりなどによって、維持向上が図られている。

しかし、経年による歴史的建造物の老朽化、人口減少による祭りや伝統芸能の担い手

不足、活動を支える組織の弱体化、地域コミュニティの衰退による慣わしや言い伝えの伝承の希薄化、空き家や空き地の増加など、歴史的風致の維持に支障をきたすことが危惧されている。

このため、本計画では、「掛川城下の祭りにみる歴史的風致」と「報徳運動にみる歴史的風致」の重なる地域を「掛川城下地区」として、「横須賀城下の祭りにみる歴史的風致」を中心とした地域を「横須賀城下地区」として設定し、歴史的風致の維持向上に資する各種施策を展開していく。



歴史的風致の位置図

2. 重点区域の位置及び区域

(1) 掛川城下地区

重点区域の位置は、歴史的な街並みや建造物が多く残り、掛川祭と報徳運動に関する活動との一体性が強い地域を設定する。

この地域を流れる逆川は、川底が深くえぐられていることから「崖川」、川岸の崖がよく崩れるので「欠川」などと呼ばれ、掛川の地名の由来になったともいわれている。豊臣秀吉の天下統一後、掛川に着任した山内一豊は、本丸を置く^{りゅうとうざん}龍頭山と龍尾神社のある^{りゅうびざん}龍尾山を軸に、逆川などの天然の河川を利用した堀をめぐらし、城下町を整備した。

今も掛川城周辺では、掛川城御殿をはじめとする城郭建築や、城下町、宿場町の歴史を伝える建築物が残されている。これら歴史ある街並みを舞台として、掛川祭は江戸時代から毎年賑やかに開催され、観光の目玉となっているとともに、地域コミュニティを活発化させている。

また、この地域には重要文化財大日本報徳社大講堂を核に、報徳運動の広まりや生涯学習によるまちづくりへの発展の証として、報徳に関連する近代和風建築が立ち並んでいる。報徳運動の一環として、掛川駅周辺から掛川城周辺まで、清掃活動が行われており、清潔できれいなまちが保たれている。

本市の玄関口となる新幹線新駅設置やまちのシンボルとなる掛川城天守閣の復元は、地域の歴史を大切にし、地域の発展のために自らも参加して市のために尽くそうとする市民の思いが、報徳運動により培われた市民の行動力によって具現化されたものと言える。

さらに、歴史的なシンボルである掛川城と、現代の市の顔となる掛川駅という2つの核が存在することから、「城下町風街づくり地区計画」を都市計画決定し、城下町・玄関口にふさわしい街並み形成に官民協働で取り組んできている。

以上のことから、掛川城や大日本報徳社建造物群などの歴史的建造物が建ち並ぶ範囲や掛川大祭に登場する三大余興の巡行ルート of 道路界、祭りを支える氏子町の範囲の境界、城下町風街づくり地区計画の境界を考慮して、区域を設定する。

名称：掛川城下地区

面積：約 169ha

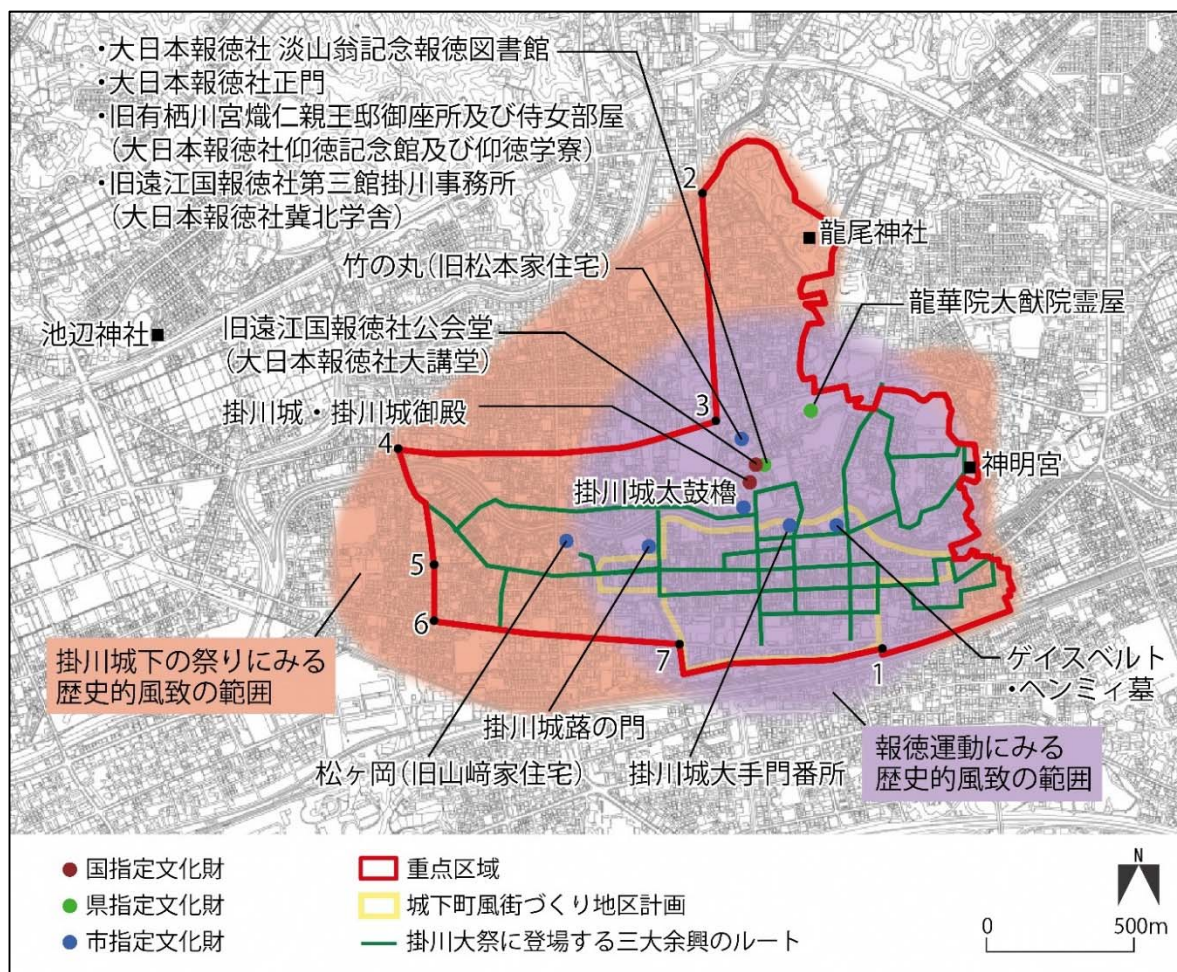


図 重点区域の区域【掛川城下地区】

表 重点区域の区域【掛川城下地区】

区間	説明	区間	説明
1～2	氏子町域界	5～6	市道第二区画 117 号線
2～3	県道 39 号掛川 ^{かわね} 川根線	6～7	市道掛川 ^{うめはし} 駅梅橋線
3～4	県道 415 号日坂沢田線	7～1	城下町風街づくり地区計画区域界
4～5	県道 37 号掛川浜岡線		

(2) 横須賀城下地区

重点区域の位置は、国の指定史跡横須賀城跡をはじめ、歴史的な建造物が集積し、「横須賀城下の祭りにみる歴史的風致」が残る区域を設定する。

この地域を鎮護する三熊野神社は、文武天皇の皇后に由来する荘厳なたたずまいの神社である。天正年間（1573～1591）、高天神城を攻略するための最前線の城として三熊野神社の社地が最適とされたが、その由緒を知った大須賀五郎左衛門は、築城は畏れ多いと断念し、西方の松尾山へ横須賀城を築くこととなった。横須賀城の築城後、歴代城主、家臣、近隣の人々の深い信仰を集めてきた。（参考：観光協会HP、田中興平氏報告書）

毎年4月、満開の桜の下で三熊野神社大祭が行われている。横須賀城主の西尾家がこの地域に伝えた江戸の祭礼囃子は、古い慣わしのままに祭りで奏でられる。囃子とともに曳き回される華麗な祢里が、趣のある建築物が立ち並ぶ横須賀街道のまちを祭一色に染め、見る者を圧倒する。

祭りの舞台となる横須賀街道の沿道には、清水家住宅や八百甚などの地域の歴史の核となる建築物、壁面や軒が連なる特徴的な町並みが残され、祭りの時期以外でも魅力的な飲食店やアートイベントと相まって多くの人を惹きつけている。この町並みは、街道を中心とする南北に細長い敷地割の中で、隣接する住民が、互いの敷地や生活を侵害しないよう配慮してきた形であり、良好な生活環境やコミュニティの維持につながっている。

街並みの重要性を地域住民が認識し、掛川市景観条例に基づく「景観形成重点地区」の指定を受け、「祢里の似合う遠州横須賀街道の継承と創造」を目標として、町並みの保全、創出に取り組んでいる。

以上のことから、伝統的な祭りが継承されている地域における道路界や用途地域界、横須賀城跡などの歴史的建造物の敷地、景観形成重点地区の境界を配慮して、区域を設定する。

名称：横須賀城下地区

面積：約74ha

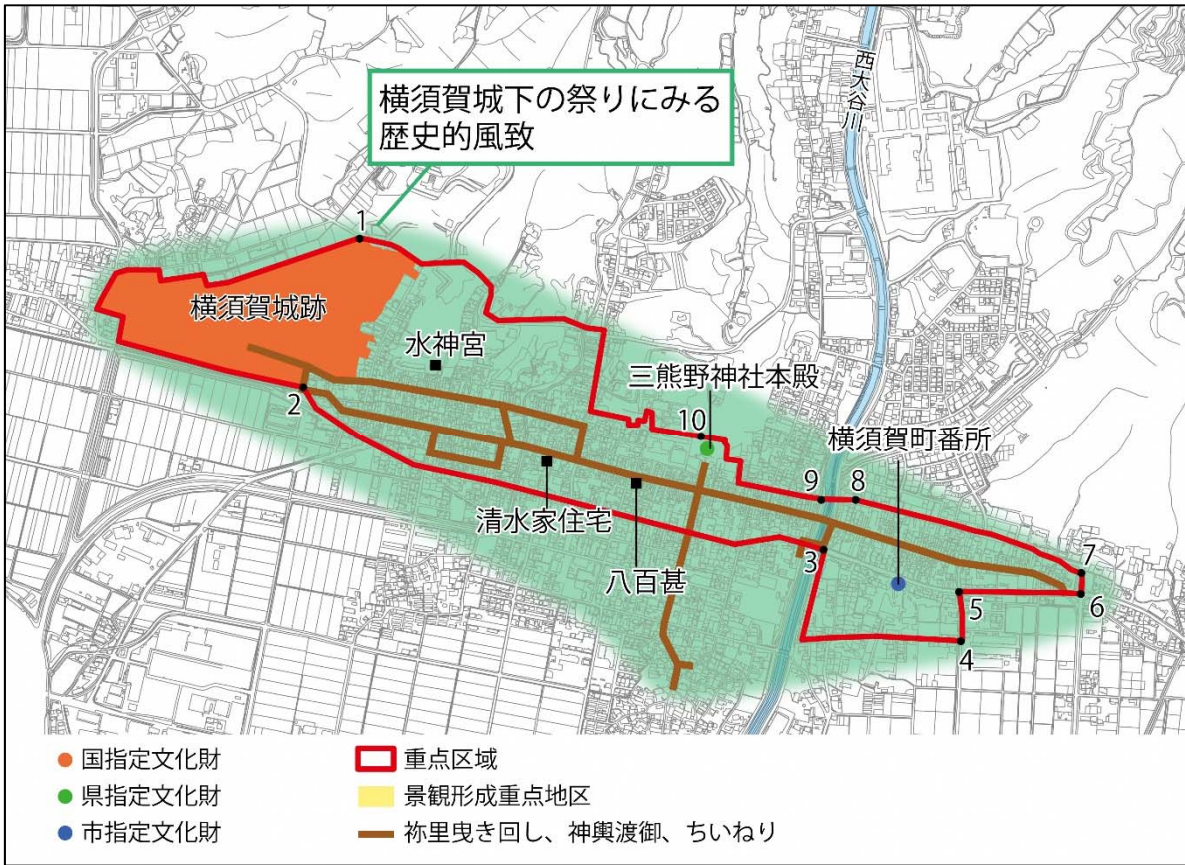


図 重点区域の区域【横須賀城下地区】

表 重点区域の区域【横須賀城下地区】

区間	説明	区間	説明
1～2	文化財（史跡）指定区域界線	6～7	市道川原町北裏線
2～3	県道 69 号相良大須賀線	7～8	都市計画用途地域界線
3～4	都市計画用途地域界線	8～9	8 と 9 を結ぶ線
4～5	市道西大渕 9 号線	9～10	景観形成重点地区区域界
5～6	県道 69 号相良大須賀線	10～1	都市計画用途地域界線

3. 重点区域設定における歴史的風致の維持及び向上の効果

重点区域では、江戸時代から続く伝統ある掛川祭、三熊野神社大祭が今も賑やかに開催されるとともに、市民に昔から脈々と受け継がれてきた報徳の教えにも通じる考え方が生活習慣としてあり、生涯学習によるまちづくりが積極的に展開されている。

重点区域において、歴史的風致の維持及び向上に重点的かつ一体的に取り組むことにより、掛川の魅力をわかりやすく発信するシティプロモーションの推進、歴史などの地域資源を活用した交流人口の拡大による地域経済の活性化が期待できる。

また、シティプロモーションの推進や交流人口の拡大は、市民が地元の特徴を再確認し地域の資源を知る好機ともなる。市民の掛川への愛着や誇りを醸成することにより、地域の祭事や生涯学習への積極的な参加、歴史的な建造物の保全につながり、先人が培ってきた伝統文化を次世代に継承していくことによってさらなる発展が期待される。

4. 良好な景観の形成に関する施策との連携

(1) 都市計画法との連携

① 区域区分及び用途地域

本市は、行政区域 26,569 ha の概ね8割を占める 21,164 ha が都市計画区域に指定されている。区域区分はされておらず、都市計画区域のうち 2,440.3 ha が用途地域に指定されており、市街地が形成されている。

本計画の重点区域は、全て都市計画区域内であり、「横須賀城下地区」の一部を除いて用途地域内に位置する。

今後も、用途地域の指定状況を踏まえた上で、適切な土地利用の誘導により、周辺環境との調和に努め、歴史的風致の維持向上を図っていく。

また、特に価値が高いと判断された建造物群で、保存措置が必要な場合は、伝統的建造物群保存地区の制度の活用も検討していく。

② 地区計画

本市では、土地地区画整理事業等の市街地開発事業を実施した地区や民間開発により形成された住宅団地等において、建築物等の建築についてのルールを定めるなど、地区計画によるきめ細かなまちづくりを進めている。

「掛川城下地区」においては、「掛川市城下町風街づくり地区計画」を設定し、掛川駅と掛川城とを結ぶ範囲において、建築物の外壁の色彩、軒の高さ、屋根の形態などのルールが定められ、歴史的景観と調和した風格と賑わいのある街並みを誘導している。

引き続き、地域の特性に応じてきめ細かなルールを定める制度を活用し、歴史的風致と調和した良好な市街地環境の形成を図っていく。

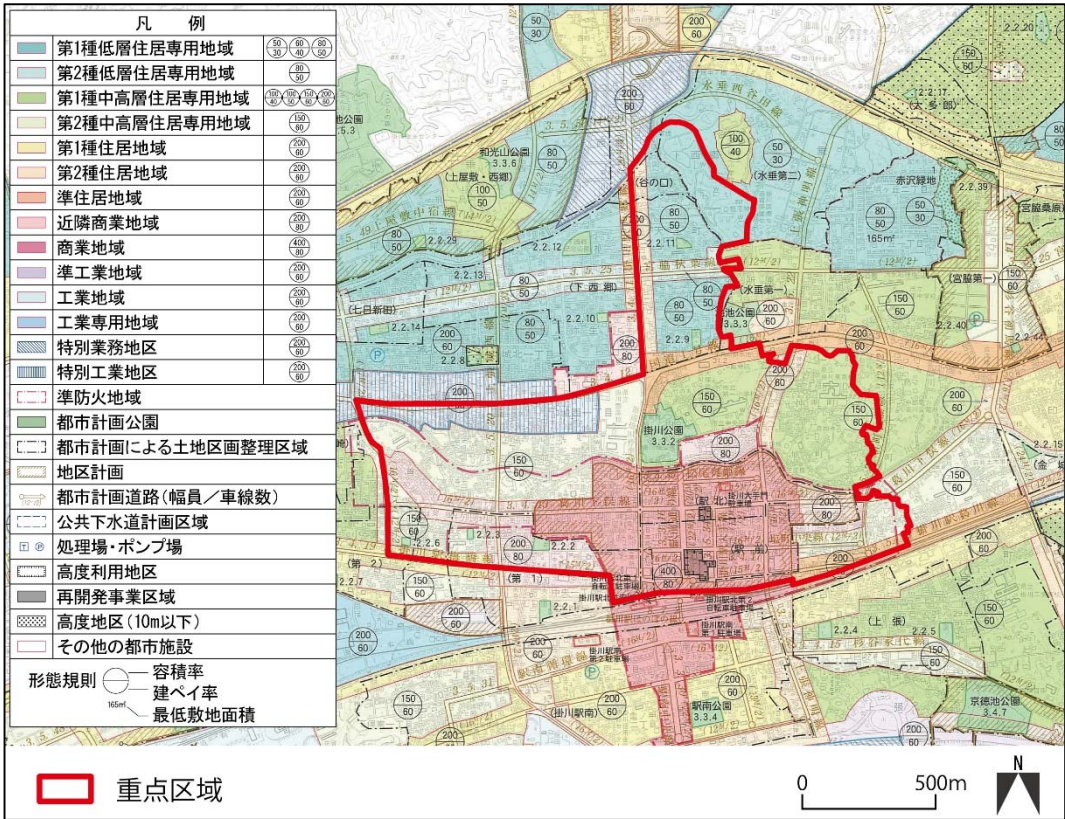


図 用途地域【掛川城下地区】

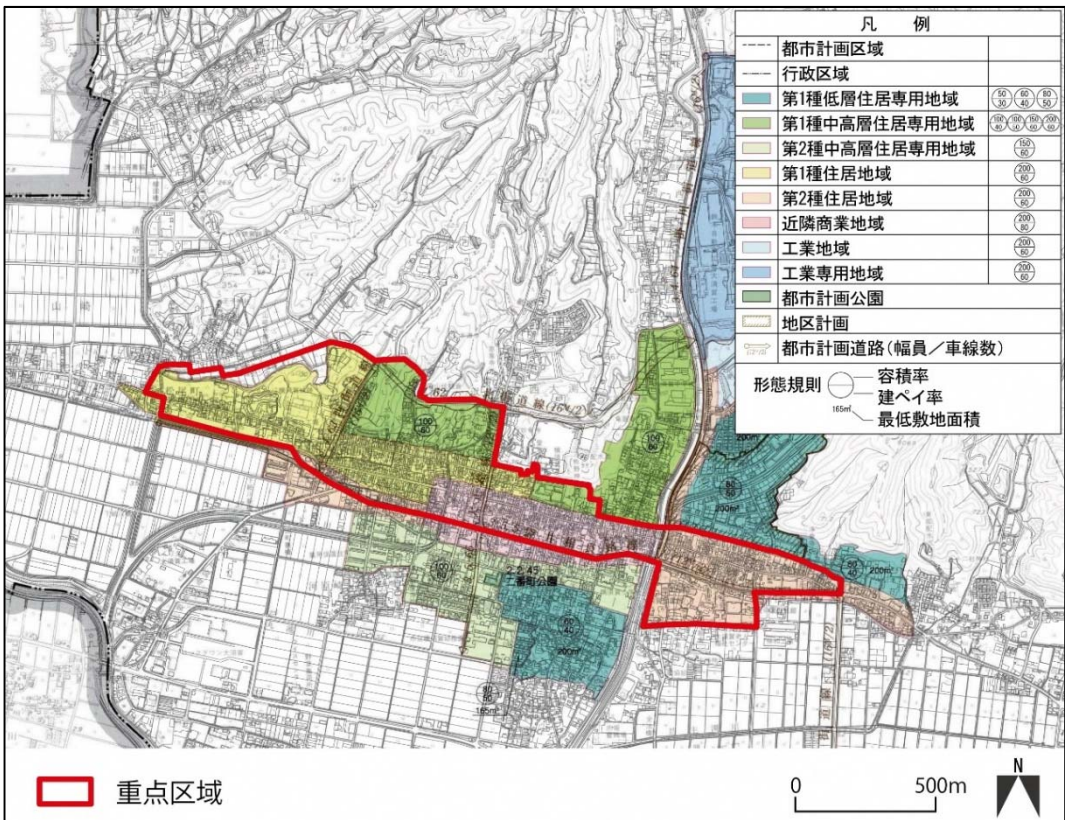


図 用途地域【横須賀城下地区】

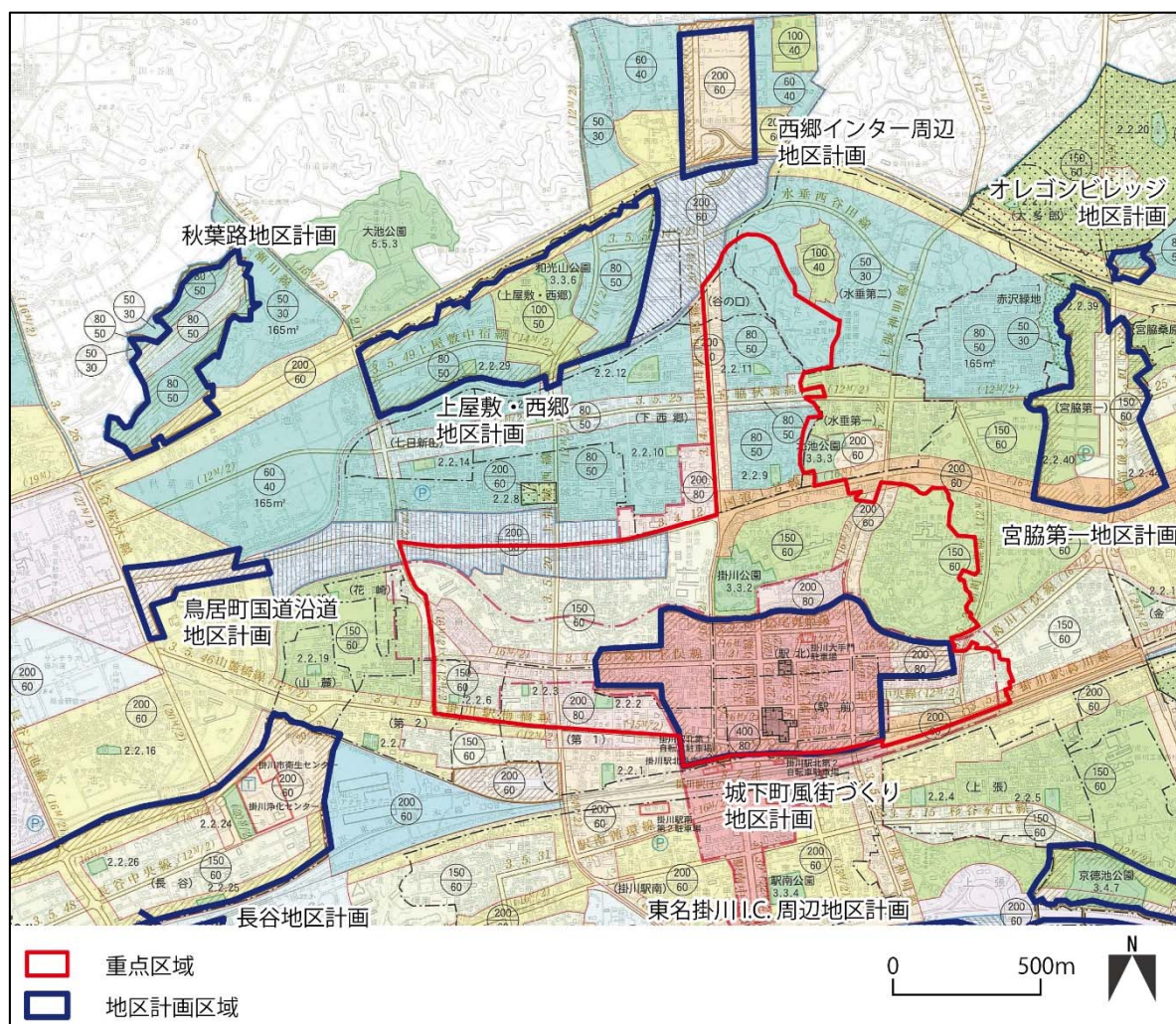


図 地区計画

(2) 景観計画との連携

① 市全域の景観形成の方針と行為の制限

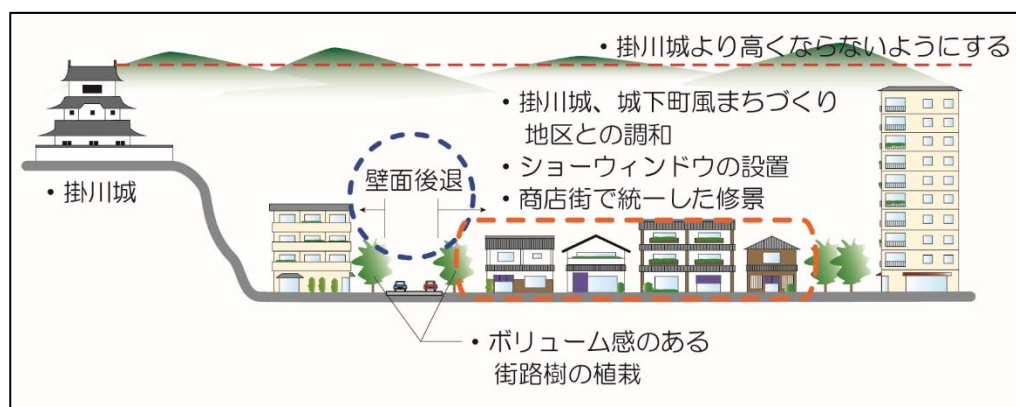
本市では、郷土の景観を創り、育み、守るため、景観法に基づく掛川市景観計画を策定し（平成23年(2011)1月1日施行）、あわせて掛川市景観条例を制定し、総合的な景観形成を進めている。

掛川市景観計画では、市内全域を景観計画区域とし、「時の景」や「人の景」を含む景観要素別の景観形成方針及び6つのゾーン別の景観形成方針のもと、届出勧告制度による大規模な建築物等の行為の制限、景観重要建造物の指定の方針、屋外広告物の基本的考え方などを定めている。

本市の歴史的風致は市内各所に広がっていることから、事業展開に合わせて景観計画行政と連携し、歴史的風致の維持向上に努める。

大規模な建築物等の行為の制限の内容

項目	基準適用範囲	景観形成基準の概要
建築物・工作物の高さ	城下町風街づくり地区計画の区域	建築物・工作物の各部分の標高は、72m※を越えない高さとする。※掛川城の最高標高 72.3mより。
建築物・工作物の色彩	市内全域	建築物・工作物の外観の色彩は、マンセル値により指定する色彩の範囲とする。
開発行為	市内全域	現況の地形をできる限り生かし、長大な法面や擁壁が生じないように配慮する。など
土石の採取	市内全域	採取する場所は、道路等から目立たない場所になるよう採取の位置や方法に配慮する。など



「掛川市景観計画」中心市街地景観ゾーンの景観形成イメージ

② 景観形成重点地区の指定

掛川市景観計画では、特に先導的かつ重点的に景観形成を図るべき地区等については、条例に基づく「景観形成重点地区」に指定し、地区単位で景観形成を進めていくこととしている。

本計画の「横須賀城下地区」の一部地域において、地域住民との合意形成を図り、平成26年(2014)4月に「遠州横須賀街道沿道景観形成重点地区」を指定している。「遠州横須賀街道沿道景観形成重点地区」では、「祢里の似合う街道の継承と創造」をテーマに、建築物や工作物の新築、増築、改築、移転、外観変更及び修繕等を行う場合には届出が義務付けられ、屋根の形状や壁の位置、高さや色彩、屋外広告物等を横須賀街道の街並みにふさわしい景観とするように誘導している。その取組の効果は隣接地域にも波及しており、景観に配慮した建築物の建替えが沿道で進んでいる。今後は、「景観形成重点地区」の拡大についても検討し、歴史的風致の維持向上に向けて実効性を高めていく。

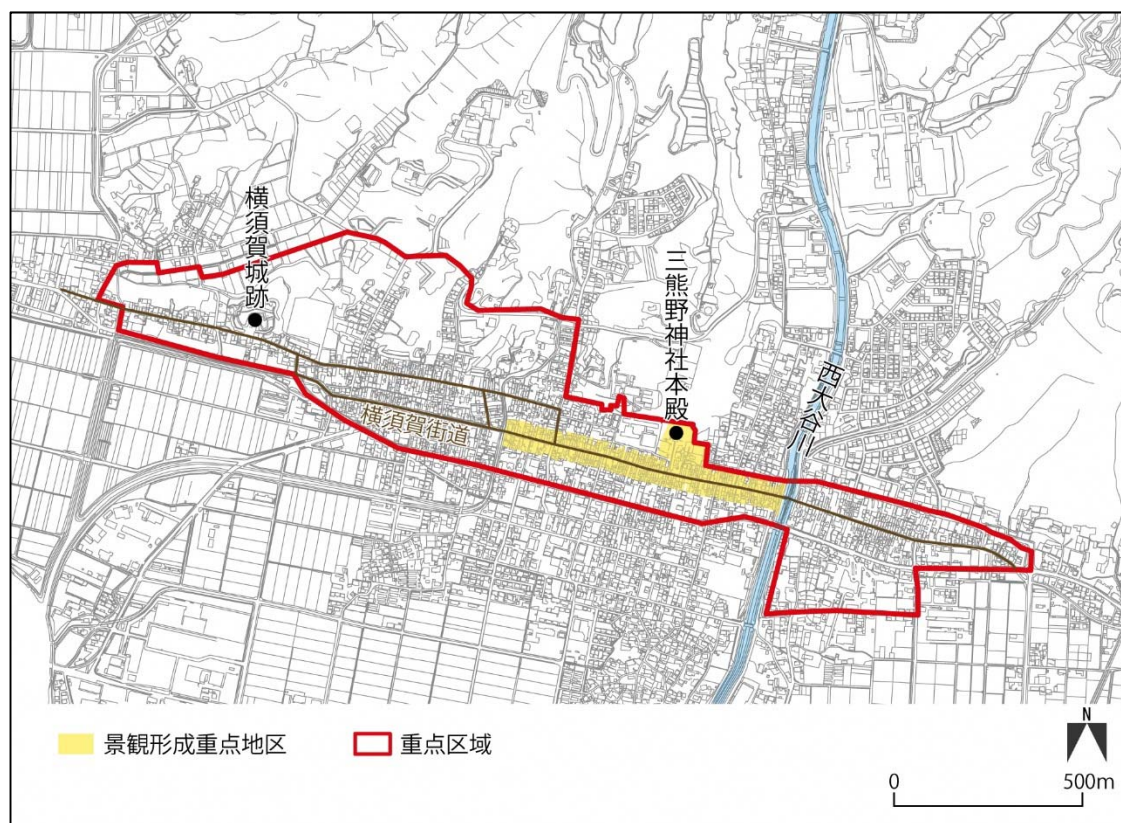


図 景観形成重点地区



景観形成重点地区及び隣接区域で建替えられた建物

(3) 屋外広告物の制限

本市における屋外広告物の表示及び掲出については、屋外広告物法に基づく静岡県屋外広告物条例により規制誘導されている。

原則として、広告物を表示できない「特別規制地域」と、広告物表示の許可が必要な「普通規制地域」の2つがあり、特別規制地域のうち第1種特別規制地域には文化財保護法、静岡県文化財保護条例により指定された地域が含まれている。

なお、道標、案内図板などの公衆の利便に供する広告物は、高さや面積などの基準を

満たし、許可を受ければ特別規制地域でも表示することができる。

引き続き、屋外広告物条例の周知や屋外広告物の指導に努めるとともに、良好な歴史的風致の維持及び向上を図るため、本市独自の屋外広告物条例の制定に向けて検討を進める。

規制地域の種類

特別規制地域		普通規制地域	
第1種	第2種	第1種	第2種
特に良好な住環境の形成や自然環境、歴史景観の保全が望まれる地域	新幹線や東名高速道路の沿線などの広告物が集中するおそれの高い地域、都市公園や学校などの公共施設の敷地など	市街地や主要な道路の沿線	活発な商業活動が行われている地域

規制地域による設置可能な広告物

規制地域 広告物の種類	第1種 特別	第2種 特別	第1種普通	第2種普通
	設置可 (5㎡以内は申請不要)	設置可 (10㎡以内は申請不要)	設置可 (20㎡以内は申請不要)	設置可 (20㎡以内は申請不要)
自家広告物 (自己の氏名、名称、店名、商標、事業、営業内容を自己の事務所、営業所、作業所へ表示する広告物)	設置可			
案内看板 (店名等に加え、地図、矢印、案内の文言が表示されている広告物)	設置可			
一般広告物 (上記以外の広告物)	設置不可	設置可 (主要道路沿道100mは不可)	設置可	設置可

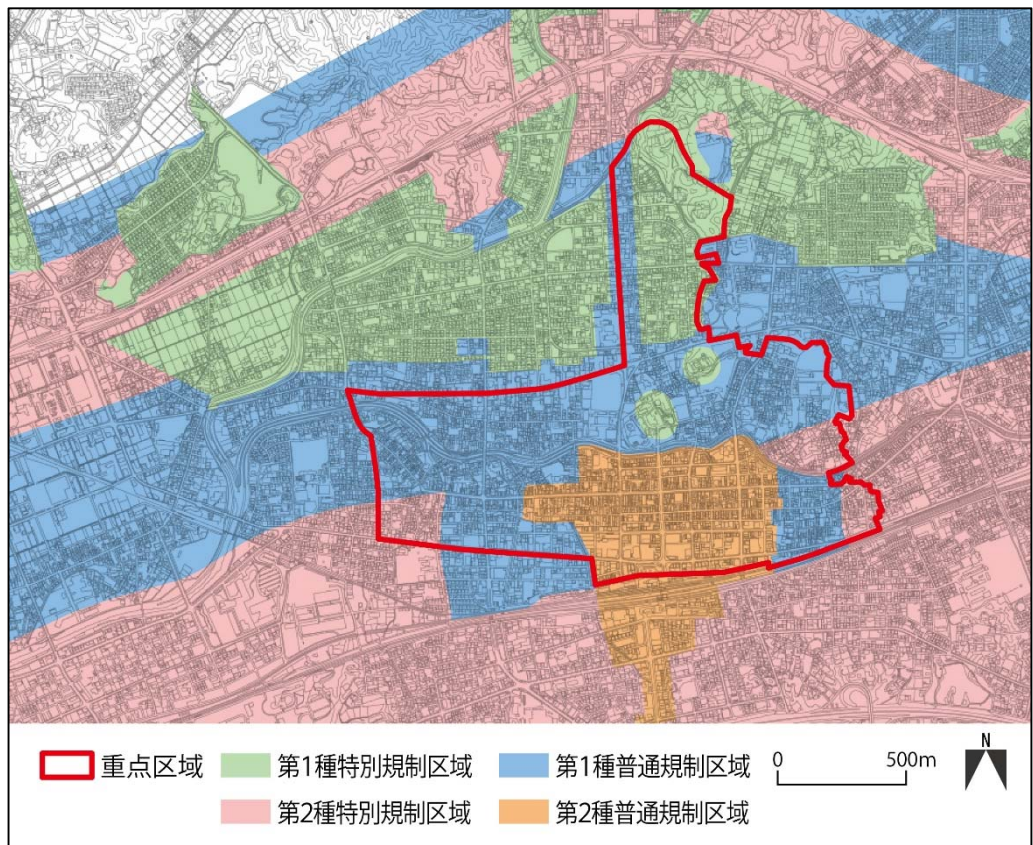


図 屋外広告物規制地域【掛川城下地区】

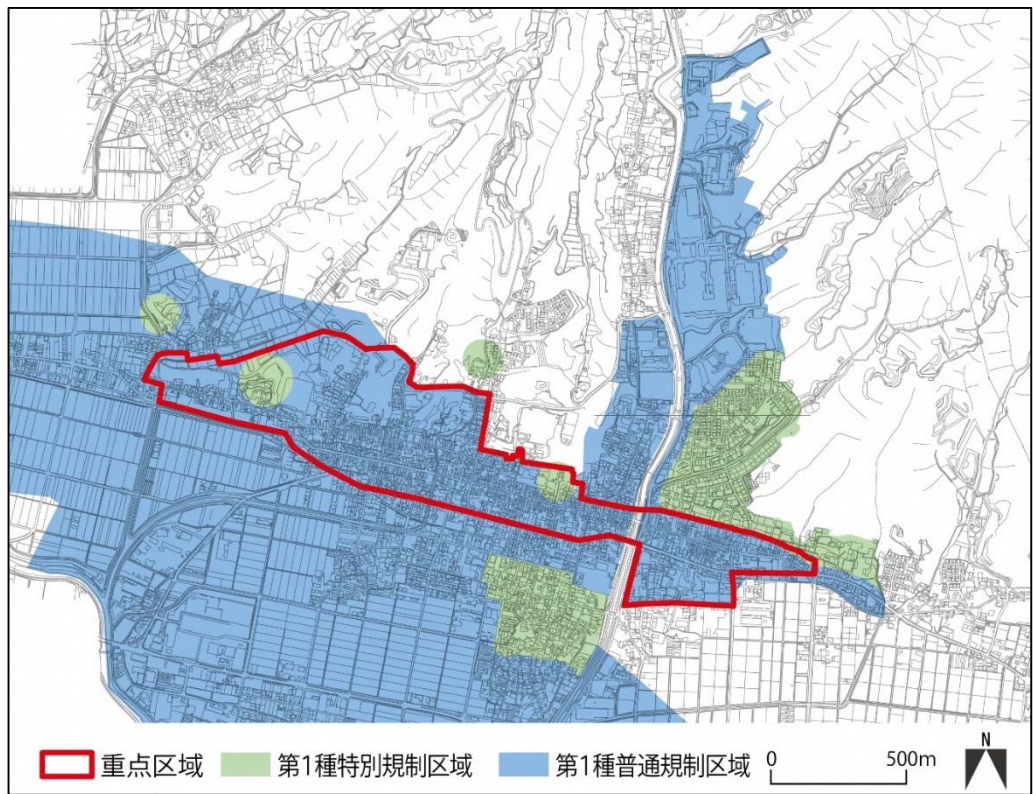


図 屋外広告物規制地域【横須賀城下地区】